

通達甲（防．少．調）第 5 号  
昭和 38 年 3 月 30 日  
存 続 期 間

各 部長、参事官 殿  
所属長

防犯部長  
総務部長  
警務部長

○ 警視庁少年センター運営規程の制定について

〔沿革〕 平成 9 年 7 月 通達甲（副監．生．少 1．対）第 12 号  
11 年 3 月 同（副監．総．企．組）第 3 号  
18 年 9 月 同（副監．生．少育．学）第 21 号改正

このたび、総合的青少年補導の効果的活動を図るため、その活動拠点として、警視庁少年補導所が設置されるとともに訓令甲第 7 号をもって、警視庁少年補導所運営規程（以下「運営規程」という。）が制定され、昭和 38 年 4 月 1 日から施行されることになったので次のことがらに留意し、運営上誤りのないようにされたい。

命によつて通達する。

第 1 趣旨

少年警察活動については、警視庁少年警察活動規程（昭和 35 年 12 月 20 日訓令甲第 32 号）の定めるところにより、関係機関、団体、有志者等（以下「関係機関等」という。）と密接な連絡協調を図り、多大の成果をおさめてきたところである。

しかしながら、最近における非行少年等の激増化の傾向にかんがみ、より一層これら関係機関等との密接な連絡協調を図り、街頭における非行少年等の早期発見活動の強化と家庭、学校、職場等との協力補導の促進が強く要望されている。

そこで、管内主要地区に警視庁少年補導所（以下「少年センター」という。）を設置して、これを活動拠点とし、非行少年等の早期発見活動を活発に行なうほか、保護者等の相談願出等にも気軽に利用させる一方、地域の関係機関等と密接な連絡協調を図り、もつて、総合的非行防止施策を適正、かつ、効果的に推進しようとするものである。

第 2 運営上の留意事項

1 少年センターにおける警察職員の役割

少年センターの警察職員は、総合的補導活動にあつて、その推進力となり、主導的役割りを果たし、都民に少年警察活動の理解を深め、これに進んで協力する気

運を醸成させることを目標とする。

## 2 警察署との関係（第5条関係）

少年センターの業務を円滑にし、その効果的な運用を図るため、少年センターとその活動区域内警察署は、次のことがらについて、常に密接な連絡協調を行なうものとする。

- (1) 非行少年、不良行為少年、要保護少年及び被害少年に関する情報資料の交換
- (2) 少年警察ボランティアおよび地域の関係機関等に関する連絡
- (3) 有害環境等に関する資料の交換
- (4) その他、補導実施に関する連絡協調